

## 公告文

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和6年（2024年）3月26日

北海道知事 鈴木直道

### 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

#### (1) 業務名

「Connect北海道推進事業」委託業務

#### (2) 業務の目的

近年、若年層を中心に道内から首都圏等への人口流出によって、地域でのコミュニティ活動の維持や産業の担い手の確保などが喫緊の課題である。

一方、本道出身者や観光・ビジネス訪問、勤務での居住、地縁のある者など、様々なきっかけにより、北海道への興味や憧れを抱いて関わり合いを望む者も存在する。

こうした中、若年層を中心に自発的な行動へ踏み出す動機づけに至らないケースもあることから、若年層をターゲットに、北海道の魅力の情報発信や参加者同士が交流できるイベントを開催し、北海道ファンとなる関係人口の創出・拡大を図る。

#### (3) 業務の内容

業務の実施にあたっては、イベント集客者数などの実績値（アウトプット）だけでなく、事業効果（アウトカム）が図られるような適切な指標を設定すること。

実施にあたり設備・機材の借上が必要な場合、受託者が調達し、その費用はすべて契約金額に含めるものとし、著作権関係や個人情報保護の処理を適切に行うこと。

#### ア メタバースを活用した交流イベントの開催

道内外の若年層をメインターゲットに、メタバース上だからこそできる体験を通じ、より多くの方に北海道への興味・関心を持ってもらい、北海道と継続的な関係を築くきっかけを創出することができるものとする。

##### (ア) 開催回数

契約期間中に2回程度開催するものとし、それ以上の開催も可能とする。

その場合、季節に応じメタバース内のレイアウトを変えるなど、北海道らしくかつ若年層が興味をひくような環境とすること。

##### (イ) 開催日時

委託者と協議の上、決定することとし、より多くの方に参加いただけるよう、曜日や時間帯を検討すること。

##### (ウ) 参加募集

毎回200名以上の参加者を確保すること。

##### (エ) 開催内容

① イベントの開催にあたっては、各回、道内外の若年層の興味・関心が高まるような北海道らしいテーマを適宜設定すること。

② 参加型のイベントとし、プログラムは、セミナー、トークセッション、交流会体験ツアー、ゲームなど種類は問わないが、北海道らしくかつメタバースならではの体験ができ、参加者同士が楽しみながら積極的に交流することができる仕掛けとすること。

③ 北海道ゆかりの著名人やインフルエンサーなどのゲストの招聘や、ゲストと参加者の交流など趣

向を凝らした仕掛けを取り入れること。また、ゲストを招聘する場合は、進行役を配置するなどし、ゲストと参加者が円滑に交流することができるよう工夫すること。

- ④ このほか、北方四島の自然風景を再現した空間を、委託者と協議の上、構築すること。空間の広さは、約50体のアバターが同時入室しても狭くない広さとし、空間の案内図や島の概要がわかる資料を設置すること。
- ⑤ また、道や市町村における取組を紹介するブースや、道と連携する民間企業の取組を紹介するブースを設置するなど、地域の取組に触れることができる内容とすること。

(オ) その他

- ① 特殊な機器や高い動作環境がなくとも参加できる環境とし、表示やマニュアルなどの日本語対応、空間上で自分の位置が分かるような仕掛けなど、参加者のアクセシビリティに配慮したものとすること。
- ② 空間全体や各ブースごとなど参加人数を適切にカウントできる仕組みを取り入れることとすること。
- ③ 集客力や事業効果を高める工夫や仕掛けを取り入れること。また、複数ブースを設ける場合、満遍なく人が訪れるような工夫や仕掛けを取り入れること。

(カ) 募集告知

- ① 募集や周知のための専用サイト及びリーフレットを作成し、SNSやWebでの広告の他、集客に結びつく有効なPR手法とすること。なお、PRにあたっては、下記媒体も活用することとし、「道ファン子」※や下記媒体への登録など既存の施策との相乗効果が図られるよう工夫すること。

(委託者所管の媒体)	
・ DOORS, hokkaido	[note]
・ //	[X]

※道ファン子：北海道を応援してくれる企業等のネットワーク「ほっかいどう応援団会議」の個人版会員。

- ② 内容は道公式 Youtube チャンネル「移住だべさ！北海道」でアーカイブ配信するなど、参加されていない方にも本事業の取組が浸透する手法とすること。
- ③ 参加者の募集について、予算の範囲内でプレゼント企画の実施も可能とするが、その際に景品など個人への給付に係る費用を委託料から支出することは不可とする（景品等の調達が必要な場合は、委託者と相談すること。）

(キ) アンケート

参加者アンケートを行い、参加者の属性や参加動機、次回開催や、対面でのイベントへの要望などを把握すること。また、より多くの方から回答を得られるような工夫を行うこと。

(ク) イベント開催後

- ① SNSやWeb広告の結果や、参加募集からイベント実施、参加者アンケートに至るまでの結果を取りまとめ、速やかに委託者と打ち合わせを行い、次回以降の改善点などを話し合うこと。
- ② なお、単に結果を取りまとめるだけでなく、アンケートの回答内容をクロス集計するなどの分析を行うなど効果検証をすること。

イ 対面での交流イベントの開催

メタバースでのイベントを踏まえて、さらに北海道に興味・関心を持っていただき、北海道への関わりを深めてもらうため、ゲストと直接交流してもらう機会や、北海道の魅力的な特産品等に触れてもらう機会を創出するなど対面でのイベントならではのプログラムとすること。

(ア) 開催場所

東京都内での会場を使用する。

(イ) 開催回数

契約期間中に1回程度開催するものとし、それ以上の開催も可能とする。

(ウ) 開催日時

委託者と協議の上、決定することとし、より多くの方に参加いただけるよう、曜日や時間帯を検討すること。

(エ) 募集告知

100名以上の参加者を確保すること。

(オ) 開催内容

① トークセッション

- ・上記イベントに登壇したゲスト（過去に登壇したゲスト含む）など、北海道と関係の深い方を招き意見交換するなど、北海道に更に関心を持っていただけるような話題を取り入れること。なお、ゲストには謝金及び滞在に係る旅費を支払うものとする（先方から辞退の申し出がある場合を除く）。
- ・進行役を配置し、ゲストと参加者が円滑に意見交換・交流ができるよう工夫すること。
- ・ゲスト等の選定にあたっては、委託者と別途協議の上、決定すること。また、ミニゲームを取り入れるなど交流しやすいプログラムとすること。

② トークセッション以外のプログラム

- ・トークセッション以外でも、ゲストと参加者が交流できるフリータイム・コーナーを設けるなど、本イベントを通して、ゲストと参加者の関係性の構築・深化、参加者同士の仲間づくりができるよう、工夫を凝らすこと。
- ・道内市町村の出展による地域製品の販売や、北海道ならではの食や体験を疑似体験してもらえようようなブースなど対面開催ならではのコンテンツとすること。
- ・ふるさと納税、地域おこし協力隊など道の取組を紹介するブースや、道と連携する民間企業の取組を紹介するブースの設置など、地域の取組に触れる内容とすること。

(カ) 募集告知

- ① リーフレット作成・配布や、SNSやWebでの広告など、集客に結びつく有効な広報を実施すること。
- ② 参加者の募集について、予算の範囲内でプレゼント企画の実施も可能とするが、その際に景品など個人への給付に係る費用を委託料から支出することは不可とする（景品等の調達が必要な場合は、委託者と相談すること。）

(キ) アンケート

参加者アンケートを行い、参加者の属性や参加動機、イベントを踏まえた北海道への関わり方などを把握すること。また、より多くの方から回答を得られるような工夫を行うこと。

(ク) イベント開催後

- ① SNSやWeb広告の結果や、参加募集からイベント実施、参加者アンケートに至るまでの結果を取りまとめること。
- ② なお、単に結果を取りまとめるだけでなく、アンケートの回答内容をクロス集計するなどの分析を行うなど効果検証をすること。

ウ フォローアップ調査

全イベント終了後、速やかにこれまでの参加者を対象としたWebでのフォローアップ調査を行い、その結果をまとめ分析すること。調査内容は、参加後の北海道への関わり方に対する意識や行動の変化に関するものとし、詳細な内容・方法については、委託者と協議の上決定すること。

エ 実施結果報告書の作成

上記の事業について、次のとおり実施結果報告書を取りまとめ提出すること。  
なお、本事業における成果品（データ）の所有権及び著作権は道に帰属するものと著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。  
・紙媒体及び電子データ一式（紙媒体はA4版 2部）

(4) 履行期限

令和7年(2025年)3月21日(金)まで

## 2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 単独法人、法人以外の団体又は複数法人等(法人、法人以外の団体を含む。)による複合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。
- (2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
  - ア 企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること(ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。)
  - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
  - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが既にその停止の期間を経過していること。
  - オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
  - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
    - (ア) 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
    - (イ) 本社が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)
    - (ウ) 消費税及び地方消費税
  - キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)
    - (ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
    - (イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
    - (ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (3) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、複数法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (4) コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

## 3 担当部局

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目(北海道庁本庁舎4階)

北海道総合政策部地域創生局地域政策課移住交流係

電話番号 011-204-5089(ダイヤルイン)

F A X 011-232-1053

## 4 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。
  - ア 提出期限  
令和6年(2024年)4月9日(火)午後3時まで(必着)
  - イ 提出場所  
3に同じ
  - ウ 提出方法  
持参又は郵送(郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。)  
※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする(但し、令和4年(2024年)4月9日(火)は午前9時から午後3時までとする)。
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

## 5 企画提案説明書等の交付期間及び方法

### (1) 交付期間

令和6年(2024年)3月26日(火)から令和6年(2024年)4月25日(木)まで

※上記3の場所での交付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする(但し、令和6年(2024年)4月25日(木)は午前9時から午後3時までとする)。

### (2) 交付方法

上記3の場所で交付する。

また、北海道のホームページにおいてダウンロードすることができる。

## 6 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 4の参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出要請を行う。

(2) (1)の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより企画提案書の提出を行うことができる。

#### ア 提出期限

令和6年(2024年)4月25日(木)午後3時まで(必着)

#### イ 提出場所

3に同じ

#### ウ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。)

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする(但し、令和6年(2024年)4月25日(木)は午前9時から午後3時までとする)。

## 7 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

## 8 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

## 9 契約手続

特定者を見積徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

## 10 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

要

(3) プロポーザル審査会(ヒアリング)に関する説明

提出された企画提案書の内容についてヒアリング審査を行う。

ただし、企画提案書の提出件数が5件を超えた場合には、事前に書類選考を行い5件に絞り込む。

なお、ヒアリングの日時、場所は別途通知する。

(4) その他留意事項

ア 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担とする。

イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 審査結果及び特定者名は公表する。

エ 詳細は、別紙企画提案説明書等による。